

教育委員会議会議録[詳細]は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

佐倉市教育委員会会議録[会議概要]

平成29年11月教育委員会会議：定例会

期 日 平成29年11月15日(水) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時25分

会 場 社会福祉センター2階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 18名

出席職員 教 育 長 茅野 達也(再掲) 教 育 次 長 上村 充美
教育総務課長 花島 英雄 学 務 課 長 久保田宜孝
指 導 課 長 相蘇 重晴 社会教育課長 檜垣 幸夫
文 化 課 長 鈴木 千春 教育総務課企画財務班長 今川 孝夫
事 務 局 教育総務課教育総務班長 鈴木 康二 教育総務課教育総務班 加藤 昌紀

〈 会議概要 〉

- 1 教育長開会宣言
・議決事項6件の上程

- 2 報告事項
・小菅委員から報告

平成29年11月8、9日に茨城県つくば市のつくば国際会議場にて文部科学省主催の平成29年度市町村教育委員会研究協議会 第1ブロックに参加した。参加者は、教育長職務代理者の関山委員と私の2名である。1日目については、文科省の初等中等教育局長による行政説明、教育委員会制度、新しい学習指導要領の考え方、働き方改革についての行政説明があった。

次に、基調講演については、大阪府立大学の山野則子さんという教授の方に「学校、家庭、地域の役割分担と教育力の充実について」ということであった。内容については、本当雑駁になるが、2017年4月にスクールソーシャルワーカーが法定化され、平成32年にはSSWの常勤的配置を1万人増員すると、教師も待ったなしの状態、やれることからやり始めるしかない。学校、家庭、地域を結ぶ仕事の明確化が必要、そのためにはコーディネーター等の役割や配置のあり方を明確にす

るということであった。

続いて、パネルディスカッションに移り、「家庭の教育向上のための教育委員会の役割について」と題し、コーディネーターは、引き続き、山野教授が務めた。パネリストについては、千葉県南房総市教育委員会教育長、茨城キリスト教大学文学部准教授、茨城県高萩市教育委員会教育長がパネリストであった。

南房総市の教育長からは、「南房総市における家庭教育に対する支援、教育委員会の役割について」と題し、学校、家庭、地域の教育力を受ける子どもは教育力を受ける子ども側から考えることが必要だということであった。

茨城キリスト教大学の准教授については、人口、3世代家庭の減少に伴う諸対策が必要だということであった。

最後に、茨城県高萩市教育委員会の教育長については、「高萩市訪問型家庭教育支援事業の取り組みについて」の発表があった。

いずれも内容については、やはり教育は教育の現場の学校だけでなく、家庭と地域の力が必要だ、それが横に連携をして協働していかなくてはならないというような内容であった。

2日目の11月9日については、私も関山委員も第2分科会の「教職員の負担軽減について」に参加させていただいた。発表者は、岩手県遠野市教育委員会と茨城県坂東市教育委員会であった。岩手県の遠野市の教育委員会教育長からは、「教育委員会による学校と学校サポート体制の構築について」各種届、承認申請の廃止や簡略化、スクールバス担当者会議の定期開催、図書管理システムの効果的導入、学校給食費徴収事務の見直し、公金収納と、また就学時健診業務、これは医師会等の関係団体と連携によって改善したということであった。

続いて、茨城県坂東市教育委員会については、これは「校務支援システムとICT機器の導入による教職員の負担軽減に向けた取り組みについて」であった。主な内容は、平成28年度に各教室の無線化、教師1人1台タブレットノートパソコンへのリプレイス、大型ディスプレイを活用した電子黒板のソフトの導入、デジタル教科書サーバーの構築、高速回線への切りかえ、また2点目として校務支援システムの基本機能のグループウェア、校務管理、学籍管理、ホームページ作成管理、成績管理、保健管理機能について充実を図ったという内容であった。資料については、後ほどお渡しするので、参考としていただきたいと思う。

私としては、ことし教育委員に就任させていただいたのだが、教育の現場が当面抱えている重要課題について深く理解ができたことが大きな参考となった。参加させていただきありがとうございました。

・熊倉委員から報告

11月10日金曜日に行われた、印旛地区教育委員会連絡協議会について報告する。こちらには関山教育長職務代理者と私で出席した。今回は視察ということで、千葉県立栄特別支援学校とJRA競馬学校に視察に行ってきた。

最初は、千葉県立栄特別支援学校であるが、富里特別支援学校と印旛特別支援学校の児童生徒数の増加による過密状況への対応を図るため、県内で36校目の県立特別支援学校として平成29年4月1日に開校したばかりの学校であった。この開校に向けて旧栄東中学校からの改装状況など、校長先生からいろいろな特別支援にかかわる配慮を踏まえた話をお伺いした。また、児童生徒数については、開校現在

で104名、小学部52名、中学部17名、高等部35名の児童生徒が通っているとのことであった。また、学校の教育目標である「生きる力を育てる」地域力を活かしてということで、こちらの学校がある栄町の龍角寺地区の地域の皆さんが農業指導であるとか作業学習、紙工班や調理など、こちらのほうの授業に積極的にかかわってくださっているということで、社会に出るための力を備えるというところで小学校、中学校、高校と連携して授業展開をされている姿を拝見した。

また、午後に行ったJRAの競馬学校であるが、こちらはJRAが騎手や厩務員の養成を行うために設立された学校で、職業訓練センターのような施設だということであった。学校教育法に規定される高等学校や専修学校ではないということ、実技だけでなく、アスリートとして心身を鍛えるためのフィジカルトレーニングやメンタルトレーニングなど、こちらを重点的に学習しているということであった。こちらのJRAの競馬学校については、実際に通っている生徒とお会いしてお話を聞いたりしたのだが、大変厳しい、特に体重管理というところで入学においても、また卒業試験合格等についても厳しい体重管理が求められるということで、こちらのほうを中学校卒業後の進路として持たれている10代後半の皆さんが一生懸命学んでいる姿を拝見した。

こちらの印旛地区教育委員会連絡協議会視察会の私の全体的な感想としては、栄の特別支援学校については、小中高と見据えて社会に向けての支援を受けながら取り組んでおられる学校の先生方の姿などを拝見して、私は、まだ子どもが小さい保護者なので、保護者としてもこういった施設があることは非常に重要なのかなというふうに感じた。また、JRAの競馬学校については、まだ10代の子どもたちがあのような精神面、特に厳しい体重管理というところで一生懸命取り組んでいる姿に非常に心を打たれたところであった。

続いて、11月13日月曜日、千葉県教育委員会、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会の第1回教育長、教育委員研修会が千葉県総合教育センターで行われ、茅野教育長と私で出席した。今回は、全体会のテーマとして、「新しい教育課程の実施、取り組みにおける現状と課題」、～教育委員会の果たす役割を考える～ということで、午前中行政説明やパネルディスカッションなどがあつた。また、午後は分科会ということで、3分会に分かれ、第1分科会が「新学習指導要領に向けて」、～小学校における外国語教育の取り組み～、第2分科会が「地域とともにある学校づくりについて」、第3分科会が「異校種間の連携教育について」ということで、各分科会に分かれ、市町村の教育委員会のほうでいろいろとお話が活発に行われた。全体会としては、県の教育委員会から、テーマに沿って業務改善への取り組み、教員の勤務時間や部活動指導などについて、また情報化、グローバル化に伴う新学習指導要領について、今後小学校で平成30年、中学校で平成31年より実施される特別の教科、道徳の導入について、こちらの新しい学習指導要領を踏まえて地域の将来性を見据えた取り組みに期待されているということで行政説明をいただいた。全体会、分科会を通して、大変ためになる一日を過ごさせていただいた。ありがとうございました。

①教育長より 2 件報告

・ 10 月 27 日開催の第 63 回佐倉市文化祭小中体育大会と 11 月 7 日開催の第 12 回佐倉市子供議会について報告する。

1 つ目、佐倉市小中体育大会については、代表児童生徒 2,340 人が岩名陸上競技場に参加して滞りなく競技を展開した。当日は、天候にも恵まれ、各校の先生方の協力と児童生徒のきびきびとした取り組みにより、進行を予定どおり過ごすことができた。閉会式の児童生徒のすがすがしい表情が大変印象的であった。

2 つ目、佐倉市子供議会については、11 の小学校の代表児童生徒 22 名が参加して佐倉市の議場をお借りして行った。この子供議会は、小学校 6 年生で学習する国の政治の仕組みと地方自治の仕組みに関連して行われるものである。子どもたちの質問は、身近な生活から幅広い視野で、しかも鋭い視点で質問点を見出していた。自分の生活に関連する環境や社会問題を例に出し、よく観察した内容であったと私は感じた。また、質問には自分の考えや感想をはっきりと述べており、準備も十分であったというふうに思う。発表の姿勢もよく、代表児童にふさわしい態度で臨んでいたのも印象的であった。各学校の先生方及び市役所職員の皆さんの協力に感謝して、来年度も一層充実した子供議会展開していけるよう工夫を重ねてまいりたいと考えている。

②平成 29 年度教育懇話会について【教育総務課長】

平成 29 年度教育懇話会について報告する。

10 月 7 日、佐倉中学校において第 1 回目の教育懇話会を開催した。参加者総数は 124 名であった。このうち一般参加者の方は 8 名いらっしやった。テーマは、「社会性の確立～家庭・学校・地域の役割～」と題し、4 グループに分かれ、それぞれの立場から地域の防災活動について、中学生が地域住民としてどのように活動に参加し、地域貢献すべきか意見交換を実施した。意見交換を通して、学校、家庭、地域が情報交換を密に行いながら連携し合うことの重要性を再確認するとともに、中学生も自分に何ができるのかを考えるよい機会になったのではないかと思う。当日のグループ別発表やアンケート結果、感想等にもあるように、いろいろな方と話し合う中で、改めて気づいたこと、感じたことなどがあり、有意義であったとの意見が多くあった。今後とも地域の皆様とともに佐倉の教育について考え、教育行政に生かしてまいりたいと考えている。

③平成 29 年度学校関係表彰について【指導課長】

平成 29 年度学校関係表彰について報告する。

今年度現在までに 5 名の個人の先生方と 3 名の団体の皆様がさまざまな表彰を受賞している。1 ページ目、初めに個人の方の表彰について、葛西広子前教育長が春の叙勲で瑞宝双光章を受章された。また、元佐倉小学校長の吉井猛彦先生も同じ章を受章している。

次に、2 ページ目、長年にわたり児童生徒の体力、運動能力の向上にご尽力された佐倉東中学校の林田祐一校長先生と志津中学校の天本憲亮校長先生が千葉県学校体育功労者表彰を受賞された。

次に、管内小学校の養護教諭として児童の健康教育の充実に努めてこられた井野小学校の高木博子先生が千葉県歯科医師会会長表彰を受賞された。

続いて、3 ページ目、団体の表彰について、初めに根郷中学校が 3 年間の保

健体育科の研究成果を認められ、全国学校体育研究優良校表彰を受賞された。
続いて、西志津小学校が学校給食の分野で学校健康教育優良学校表彰を受賞された。

最後に、昨年度教育委員の皆様にも公開研究会に参加していただいた教育課程特例校として外国語教育に先進的に取り組んだ臼井小学校が千葉県教育奨励賞顕彰を受賞された。

④第 63 回佐倉市文化祭小中学校体育大会について【指導課長】

第 63 回佐倉市文化祭小中学校体育大会について報告する。

10 月 27 日の金曜日に岩名陸上競技場において第 63 回佐倉市文化祭小中体育大会を開催した。当日は、利根副市長、森野副議長、茅野教育長、熊倉委員に参加をいただいた。天候にも本当に恵まれ、特に中学生の参加態度が素晴らしい大会になったと思っている。結果のほうを資料として添えているので、後ほどごらんいただければと思う。

なお、昨年度から実施をしているケーブルテレビによる生中継では、今年度岩名球場のオーロラビジョンでも放映をして、観客で訪れた保護者や市民の皆様からも大変好評を得たということである。

12 月の 1 日から 7 日の日に小学生の部、8 日から 15 日に中学生の部で、その中継をした録画をケーブルテレビで再放送する予定であるので、あわせてお知らせする。

⑤第 12 回佐倉市子供議会について【指導課長】

第 12 回佐倉市子供議会について報告する。

11 月 7 日火曜日の午後に佐倉市議場において実施した。当日は、お忙しい中、菅谷委員様、熊倉委員様に参会いただいた。また、傍聴席ですが、たくさんの方の市議会議員の皆様や保護者の皆様に参加をいただいた。まことにありがとうございました。

今回参加した各小学校では、報告会あるいは学校便り等でこの子供議会の様子について子どもたちあるいは地域のほうに発信をさせていただきながら、学習の成果を広めるとともに、この後答弁記録を資料集にまとめて全小中学校に配付をしていく予定である。

なお、当日の様子については、今週末、17 日の金曜日 20 時からケーブルテレビで放送している 296 ニュースの中で取り上げられる予定である。

⑥佐倉市立図書館等の臨時休館について【社会教育課長】

佐倉市立図書館等の臨時休館について報告する。

今回の臨時休館については、図書館システムの更新作業に伴う休館となる。期間は、平成 30 年 2 月 16 日金曜日から 2 月 28 日水曜日までの 13 日間となる。対象施設は 10 施設で、図書館システムを使用する全ての施設となる。図書館システムは、おおむね 5 年ごとに更新をしている。現在のシステムは、平成 24 年 3 月に導入し、平成 29 年 3 月より再リースを行っている。新図書館システムの導入に当たり、より使いやすいシステムとするため公募型プロポーザル方式を用いたほか、市の情報処理担当課と調整を行い、端末機器の調達や市の仮想サーバーを使用することにより強固なセキュリティーを確保するとともに、図書館ホームページもより活用できるように努めている。安定した図書館サービスの提供、支障を起こさない図書館業務遂行のためには、システムの

更新は必要であり、更新作業に当たっては旧システムから新システムへのデータ移行や機器の入れ替え及び動作確認作業、操作訓練等が必要となることから、臨時休館をするものである。

利用者への周知については、こうほう佐倉のほか、館内掲示やホームページ活用、利用者へのお知らせなどにより丁寧な対応を図っていく。

なお、健康こども部子育て支援課が所管している北志津児童センター図書室についても学童保育所と図書室の施設内配置変更を行うため、平成30年1月5日金曜日から2月15日木曜日まで休室となる。よって、図書館システム更新休館と合わせると、1月5日金曜日から2月の28日水曜日までの休室となる。この周知についても子育て支援課で行っていく。

⑦ (仮称) 佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備について【社会教育課長】

(仮称) 佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備について報告する。

1 ページについては、これまでの報告内容と同じである。今年度は基礎調査を実施し、検討を行っている。市民ワークショップは、2回目が終了し、11月19日日曜日に3回目を開催する。基礎調査業務委託において、10月末に中間報告の提出があったので、その内容について報告をする。

2 ページ目、最初の丸印、現状の把握、分析、次の丸印、佐倉図書館及び周辺公共施設の状況については、記載のとおりである。

次の丸印、市民、利用者ニーズについては、市民ワークショップ、佐倉図書館及び周辺公共施設利用者アンケート、中学生、高校生、子育て層、商店街のグループインタビューや意見交換会での意見となっている。この意見を見てみると、ゆっくりと読める、親子で読みたい、より資料や情報が得られる、グループ学習や個人学習の要望、歴史文化の活用、施設の機能などについて要望が寄せられている。

これらを踏まえて、次の丸印、新たな佐倉図書館については、位置づけとして3つの本館体制を基本に図書館機能を展開していくこと、もう一つとして新しい図書館には市民ニーズや社会情勢の変化に対応する機能を充実させること、もう一つとして歴史や交流、にぎわいの創出などに資する機能も充実することとしている。

新たな図書館のあり方では、歴史と文化のまち佐倉ならではの図書館として、核となる図書館の機能をまず充実させ、あわせて多目的に活用できる保存、展示、相談、その他機能、これらの4つの機能の充実を図っていく。

具体的には、保存機能として歴史資料を収集、保存する市史編さん機能など、展示機能では佐倉学や文化資産、人権等の情報発信、相談機能では教育や福祉に関する相談対応、その他機能ではカフェや物販、多目的に活用できるイベントスペースの確保などである。

今年度基礎調査業務を実施することにより、受託者の有する知識や経験を活用することにより現状の把握や分析、市民ニーズの把握や意見集約等が進んだものであり、今後も検討を引き続き行っていく。

現時点での中間報告の概要については以上である。

佐倉図書館の建てかえに関して、市のホームページの図書館のコーナーでグループインタビューやワークショップの内容を逐次報告している。この中間報告についても今週末には公表をする予定になっている。今後も多くの意見を伺

う中で、図書館機能を充実させることを基本に、より多機能、多目的な活用が図られる多くの皆さんが活用できる拠点施設となるよう十分な検討を行っていく。

⑧平成 30 年佐倉市成人式について【社会教育課長】

平成 30 年佐倉市成人式について報告する。

成人式については、今回も市民音楽ホールを会場として平成 30 年 1 月 8 日、成人の日を実施をする。実施の担当は、健康こども部児童青少年課となるが、新成人を中心とした成人式運営委員会、これにより企画、記念品の選定、準備から式典の司会、進行も行われている。式典は、例年どおり 10 時から 14 時までの間に 1 回目として臼井、千代田地区、2 回目として志津地区、3 回目、佐倉、根郷、和田、弥富地区の順で 3 回に分けて実施となる。式典の流れについては、下の表のとおりである。

3 ページに平成 30 年成人の日事業対象者人数がある。対象人数については、前年の対象人数と比べ 9 人の減、1,657 人となる。教育長及び教育委員の皆様には主催者となるので、追ってご案内の文書の送付をさせていただくことになる。

⑨いじめの状況について【指導課長】

いじめの状況について報告する。

10 月末日のいじめの認知件数については、小学校が 123 件、中学校が 72 件、合計の 195 件であった。昨年度の同時期と比較すると、小学校では 60 件の減少、中学校では 12 件の増加である。いじめの内容としては、冷やかしかからかいなどの言葉によるものが先月同様に 6 割以上を占めている。具体的には、文具や靴などを隠してしまうというようないじめであるとか、複数の子どもで 1 人の子どもをいじめたというケース、あるいは携帯を使ったラインによるいじめ等が報告されている。学年別に認知件数を調べたところ、10 月は小学校の 4 年生が全体の半数を占めていたということもわかった。重大ないじめにつながる案件の報告は特にはないが、今後もしじめに関するアンテナを高く持ち、事例の早期発見と即日対応に心がけてまいりたいと思う。

⑩感染症について【指導課長】

感染症について報告する。

市内全体ではインフルエンザが 68 名、溶連菌感染症が 41 名出ている。中でも 10 月 31 日から 11 月 2 日まで、西志津小学校の 1 年 2 組が学級閉鎖の措置を行った。現在も 2 年生と 4 年生で増加傾向にあり、学校全体で 48 名がインフルエンザに罹患している状況である。各学校にはインフルエンザの発生状況について周知をするとともに、手洗い、うがいの徹底をさらに依頼したところである。

《報告事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

感染症の追加報告である。インフルエンザがはやってきているということで、先週第 45 週については、11 月 6 日から 11 月 12 日で印旛管内の定点が 1.63 となっているので、一応 1 を超えたので、流行期ということになる。これは、3 週間前からもう 1 を超えていたので、これからどのくらい増加するかわからないが、一時的に

おさまる可能性もある。もう既に学級閉鎖が出ているので、学校でのうがい、手洗いも徹底をしていただきたいと思います。

それから、溶連菌がやはりふえており、これは定点当たり印旛郡内で 5.5 ということで、結構多い。これはずっと増加傾向にあつて、3週間前からこの時点で 2.5 だったので、まだふえてきている。

それから、感染性胃腸炎が減らず、増加傾向にある。これで先週の定点当たりの数が 4.5 である。これも気をつけなければいけないので、今インフルエンザと、それから溶連菌感染、それから感染性胃腸炎、この3つ、ちょっと注意をしていただきたいと思います。

【委員 1 名より】

佐倉市立図書館の臨時休館について、これは確かに全部入れかえるのではいろいろ手間がかかると思うが、13 日間もかかるものなのか。業者も本当にかかるという話なのか。利用者にとっては 13 日、2週間使えないとなると、ちょっと寂しいような気もするがいかがか。

【社会教育課長】

前回の更新も 14 日間で行っている。通常図書館蔵書点検等も年内行うのだが、本年度はそれをやらずに、このシステム更新があるので、こちらの期間内だけで、なるべく使えない期間を少なくするよう工夫をしている。

【委員 1 名より】

システム更新だけでなく、蔵書の点検もあるということなのか。

【社会教育課長】

基本的に蔵書の点検は行わない。この期間でシステムの機器の入れかえ等があるので、このくらいの期間はかかってしまう。

【委員 1 名より】

業者がこれくらいの期間がかかるからといっても、本来はもっと早くできればいいかなと思った。私の前の職場でも徹夜してすぐ入れかえして、翌日には使えるようにシステムを交換したことがあるので、業者のほうがり長い期間にすると、利用者がちょっと困るのではないかなというふうに思ったので、もし業者のほうと交渉して短縮できれば短縮してあげたほうが利用者の利便性にかなうかなというふうに思う。

【社会教育課長】

その点については、図書館のほうにも確認をしているが、どうしても今回機器の入れかえ、データの移行確認、それと操作の方法が大分変わるので、そこら辺もあわせてどうしてもこの期間は必要だということで、その点については十分周知をしていきたいと思う。

【委員 1 名より】

今の図書館のシステムの入れかえについて、今まで 5 年間賃貸契約で、終わって再リースが 1 年ということだが、今回の契約はやはり 5 年でリース契約がされているのか。

【社会教育課長】

現在の新しいシステムも 60 カ月、5 年の予定である。今までのシステムがウィンドウズの 8 を使っていたので、こちらも対応ができなくなるので、新しくウィン

ドウズ 10 対応という形になる。

【委員 1 名より】

新図書館がいつかわからないが、そのときには、例えば 5 年以内でリースがまだ終わっていないか、そのまま移行するのか、新システムにするのか、まだ決定はされていないのか。

【社会教育課長】

今回は、市の仮想サーバーを使うようになるので、大分ホームページのリニューアルとか読書履歴の活用とかレファレンスデータの活用ができるようになる。今の段階で新しい図書館の整備に向けて、ちょうどシステムの切れる時期と重なっているので、そこら辺でうまく調整していきたいと考えている。

【教育長職務代理者】

この休館の理由書の 3 段目の最後に、再リース契約に伴って、その契約内容の一部が継続されていない現状、ここが大変気になるわけだが、この再契約のときに今おっしゃったような機能を含み込んで再契約できなかったのか、あるいはされなかったのか、あるいは何らかの事情で今おっしゃったような新機能を追加せざるを得なくなったのか、そのあたりいかがか。

【社会教育課長】

前のシステムは、5 年使い、1 年再リースをしている。済みません、先ほどウィンドウズ 8 と申したが、ウィンドウズ 7 の間違いであった。このウィンドウズ 7 の更新が 2020 年には切れるので、それに向けて新しくシステムを更新するというところで、再リースは 1 年でおしまいにするという考え方である。

【教育長職務代理者】

1 年でというのは、それはそれで問題ないと思うが、1 年前の時点で既にウィンドウズ 7 あるいは 8 は 20 年にはもう更新できないという情報はあったはずだが、その時点で既に 10 は動き始めているわけだね。その辺のところは検討されたか。

【社会教育課長】

答えがまとまらなくて、申しわけありません。再リースに当たっては、現在稼働していたので、財政当局と話をする中で、1 年間再リースを延長しなさいということで、こういうことになっている。

【委員 1 名より】

新図書館のことについて、2 ページ目の後ろに保存機能について、古文書等の歴史資料の収集、保存ということがあるが、市史編さん室との関係はどうなっているのか。

【社会教育課長】

市史編さん室の関係については、この保存機能の中であわせて検討を進めている。

【委員 1 名より】

こちらの場所にある市史編さん室が今非常に古くて使いにくいのだが、新図書館と場所的に一緒にするという話はあるのか。ちょっと私忘れてというか、聞き漏らしていたかもしれないので。

【社会教育課長】

市史編さん関係については、今も図書館と連携をして図書館で補えない部分は市史編さんをお願いして連携をしているが、今度の保存機能の中で市史編さん室も同

じ場所に来ることによってより活用していきたいと考えている。

【委員 1 名より】

わかりました。では、今のあの場所はもうなくなるということでもいいわけか。新しい図書館に移行すると、場所的に。そういうことでもいいのか。

【社会教育課長】

現在の場所の活用については、今後、いろいろな資料等があるので、検討するが、一応市史編さんの機能は新しい図書館の中に入れていくと予定している。

【教育長】

今社会教育課長の話の中に、市史編さんが新しい図書館に入ってしまうという話をした。その辺等は今後十分検討の余地がある。私どもは、図書館機能をどうするかということで今展開を図っているので、市史編さんと連携をとることは第一義、極めて重要だが、しかしそれがどう連携を図るかについては今後も十分検討していくということで捉えていただきたいと思います。

3 議決事項

議案第 1 号 平成 29 年度佐倉市教育費 11 月補正予算について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料 1 ページ、11 月補正予算における教育費の総括表である。教育委員会所管の歳出は 1,898 万 5,000 円の減額となっている。

続いて、歳出予算の主な概要を説明させていただく。資料 2 ページ、1 項教育総務費の 2 目事務局費及び 4 目教育センター費の人件費の補正である。こちらは、本年 4 月の人事異動により、各所属の給与額等が当初予算の積算から変わったこと及び給料表や勤勉手当の引き上げ改定を予定していることから、増減を補正するものである。

同様に、4 項幼稚園費、5 項社会教育費、6 項保健体育費にも人件費の補正がある。

次に、同じく資料 2 ページ中段、2 項小学校費、1 目学校管理費、2 の小学校健康管理事業の 29 万 6,000 円については、学校医及び学校歯科医について対象人数の見込み誤りにより、報酬支払いのための予算に不足が生じる見込みとなったことから、増額要求するものである。

続いて、資料の 5 ページから 6 ページ、債務負担行為が 5 件、通年債務負担行為が 16 件ある。債務負担行為の補正については、佐倉地区、根郷・和田・弥富地区、臼井・千代田地区、志津北部地区、志津南部地区の各地区における学校給食業務委託契約を平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間で行うに当たり、本年度中に契約事務を執行する必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものである。

続いて、通年債務負担行為については、平成 30 年度当初から実施する通年の業務委託等において本年度中に契約事務を執行するため、債務負担行為を設定するものである。

以上で 11 月補正予算の説明を終わりにする。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

2 ページ 2 項小学校費の学校医と学校歯科医の報酬について、人数の見込み誤りとい

うのは定員が決まっているが、なぜこのようになってしまったのか。

【指導課長】

平成 29 年度は学校医、歯科医共に切りかえの時期であり、新たに委嘱人数を積算して予算要求をしてきたが、学校医と歯科医師の数を担当のほうで誤ってしまい、1 名ずつ減で要求をしてしまったということで、今回補正予算で要求をさせていただくということになってしまった。

【委員 1 名より】

では、単純な計算ミスということでもいいわけか。わかりました。

《議決結果》

可決

議案第 2 号 佐倉市学区審議会委員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容:資料 1 ページ、委嘱候補者名簿をごらんいただきたい。学区審議会委員については、任期が平成 29 年 11 月 30 日で満了するため、このたび平成 29 年 12 月 1 日から 31 年の 11 月 30 日までの 2 年間新たに委嘱を行おうとするものである。

委員の構成は、識見を有する者として 3 名、公立小中学校 P T A 代表として 2 名、公立小中学校校長代表として 2 名、佐倉市市長部局の代表として 2 名の合計 9 名に委嘱するものである。

候補者については、それぞれ民生委員・児童委員協議会、佐倉市 P T A 連絡協議会、佐倉市校長会、佐倉市長よりご推薦をいただいた方々である。

2 ページには候補者の略歴があるので、あわせてごらんいただきたい。

1 番の倉次和也氏については、平成 19 年度に学区審議会委員として就任されており、引き続き就任をいただこうとするものである。

2 番、3 番の清宮氏と岡野氏については、今回新任となるが、ご推薦をいただいたお二人とも民生児童委員として地域福祉にご尽力をいただいている方々である。

4 番以降の方々は、全て再任である。

なお、従前は識見を有する者として 4 名を委嘱していたが、今回は 3 名の委嘱とさせていただきます。1 名の減については、佐倉市医師会からの推薦をいただいていたが、2 年前の更新の折、医師会の業務見直しのため次回から委員を辞退したいという旨の申し出があった。このため、事務局で検討させていただき、医師については学区との直接的な関連性が高くないこと、また条例上識見を有する者は 4 名以内と定めがあり、3 人でも十分に審議が可能であるということ、そして必要があると認めるときには臨時委員を置くことができることなどを踏まえ、今回識見を有する方々については 3 名を候補者とするものである。

なお、今後識見を有する者として条例の定数はそのままに、審議内容に照らしてふさわしい方に委嘱できるよう努めてまいりたいと考えている。

説明は以上である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

今のお話でよくわかったのだが、医師会のほうから出さないということだね。この理由がちょっと私も初めて聞いたのでよくわからないが、このかわりに、第3条第2項第1号では、4名以内ということになっているが、もしふやすとすればどの分野の方を考えていらっしゃるのか。このまま行くわけではないよね。そのうちにまたふやすということか。

【学務課長】

ただいまご指摘があった識見を有する方の候補については、現在元公立中学校長として1名、倉次和也氏に入っているため、ご退職をされて学校のことをよくご存じの公立小学校長1名どなたか適任の方がいらっしゃれば、委嘱を差し上げたいというふうに考えている。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市学校歯科医の委嘱について
指導課長より上程議案の説明

内容：平成29年2月の教育委員会議定例会において、平成29、平成30年度の学校歯科医の委嘱議案については決議をされているが、佐倉市立下志津小学校の学校歯科医をお勤めいただいた中村裕美子先生から、都合により下志津小学校の学校歯科医を退任したい旨の申し出があった。これに伴い、後任について印旛郡市歯科医師会佐倉地区理事に推薦を依頼したところ、学校歯科医委嘱候補者として石橋祐一朗先生の推薦があった。期間は、平成29年12月1日から平成31年3月31日までである。

次に、2ページ、3ページに佐倉市学校歯科医一覧を載せさせていただいている。今回石橋先生を3番に追記した。4ページには委嘱状の案、5ページ以降に佐倉市立小学校及び中学校管理規則、佐倉市立幼稚園管理規則を添付させていただいた。

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：この議案については、ことしの6月と10月の教育委員会議において協議事項とさせていただき、委員にも協議をいただいたものである。この公民館の使用料については、4月に策定された佐倉市使用料、手数料の見直しに関する基本方針に基づき改正を行うものであるが、これまで無料としてきた市民団体の使用についても新たに使用料の額を新設するものであり、公民館運営審議会などの意見を踏まえ、検討を行ってきたので、この定例会での議案提出となっている。行政サービスを受ける方と受けない方との公平性を確保すること、一定の収入が確保されることで公民館の管理内容の充実及び設置継続が図られること、これらのことにより公民館施設利

用者にご負担を求めていくことは必要であるとの判断により改正を行うものである。本日審議をいただき、議決をいただいた後、11月市議会定例会に上程させていただく予定である。

それでは、資料の1ページ、条例の改め文となる。

少し見づらいので、4ページから6ページには新旧対照表があるので、こちらも見てくださいと思う。

1ページに戻り、まず、第4条の使用の申し込み及び許可、こちらの第1項では、個人をイメージさせる漢字の「者」、こちらを平仮名の「もの」に改める。第2項では、使用料を第8条により整備し、市民団体とそれ以外の額に区分を行うため削除し、それに伴い第3項内の記載を整理する。

次の第8条は、使用料について改めるものである。まず、第1項では、市民団体の使用について、別表第3による使用料の額を新設するものである。第2項は、これまであった社会教育法第22条の規定による公民館事業以外の使用について、これまでの使用料を改め、別表第4として整備するものである。

次の第11条については見出しを改めるとともに、第11条、第10条、第9条を2条ずつ繰り下げる。そして、8条の次に次の2条を加える。

第9条では、使用料の減免について、使用料の減額または免除できる旨を規定する。

第10条は、使用料の還付について、納入された使用料は原則還付しないが、施設の都合上、設備の故障とか災害対応などにより使用許可を取り消した場合には還付する旨を規定する。

1ページの下段から2ページ中段までが別表第3、市民団体が使用する場合の使用料となる。使用する部屋の面積区分に応じて使用許可時間について1時間当たりの使用料をあらわしている。

2ページの備考の第1では、市民団体以外、市外の在住者が半数を超える団体の使用については10割増しとなる旨を規定している。

備考の2では、1時間未満の場合は1時間とみなすこと、ただし備考の3で30分以下の場合に限っては時間単価の2分の1として10円未満は切り捨てるものとしている。

2ページの中段からの別表第4は、社会教育法第22条に規定する公民館事業以外に適用する使用料となっている。社会教育法の第22条では、公民館の事業が規定されている。おおむねこの内容としては、講座の開設、講演会、展示会、資料収集、活用、レクリエーション等の集会開催、団体機関との連絡、住民の集会等、公共的利用に供するとされている。実際に数は多くないが、現在も会社の福利厚生や健康増進の場合や特定の政党の利害とならない集会、また臼井公民館では市民音楽ホールでの事業者が一括して使用する場合などがこちらに該当をしている。

2ページの下段、施行期日については、公布の日からとなる。

3ページの適用区分として、この使用料に係る規定については、30年7月1日以後の公民館使用に適用させていただく。

続いて、7ページと8ページには改正についての概要書、9ページからは現在の佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例、14ページからは佐倉市立公民館の管理運営に関する規則を添付している。公民館の使用については、引き続き利用者のご理解をいただけるよう丁寧な対応を行っていく考えである。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

この佐倉の周辺の市町村、自治体の公民館の手数料というのはどのようなになっているのか。

【社会教育課長】

近隣の状況として、公民館の使用料を無料としているのは印旛管内では佐倉市と四街道市のみである。また、隣接するところでは、八千代市は無料であるが、八千代市の中の一つの公民館のホールは有料でいただいている。その他成田市、八街市、印西、白井、富里、酒々井は有料となっている。また、近隣の習志野市も有料となっている。

【委員1名より】

先ほどの説明の中で、手数料を取ることによって管理の充実を図ることができるという説明だったのだが、管理の充実というのは抽象的表現なので、具体的にはどういうことか。

【社会教育課長】

公民館手数料については、現在も公民館管理事業の特定財源となっており、引き続き公民館の管理事業の特定財源としていき、利用者の方になるべく使いやすい形になるように協議を進めている。

【委員1名より】

質問ではないが、今まで協議事項として2回やっている。それで、今回新たに徴収ということになるので、しっかり周知徹底をしていただくということと、それからあと新たに条例9条で市長が特に必要があると認めたときということが入っているので、これをわかりやすい内容で表記していただくということで、利用者の方の理解を得ていただくことになるとかと思っている。質問ではないが、そういうことである。

【社会教育課長】

公民館使用料条例の改正は議会に上程をしていくのだが、こちらで審議をいただいた後、施行となった場合は、掲示とか市のホームページはもちろんのこと、各公民館においても説明会を実施していきたいと思っている。

【教育長職務代理者】

まず9条に関して、市長が必要と認めたとき、こういうのは多分別の規則で定められると思うが、どんな場合が必要と認めるのかということをやはりきちんと規則で決めておかないと、相手によって変わることは、これは不都合なので、これも一つ先の話かもしれないが、今どのようなこととお考えになっているのか。

【社会教育課長】

減額または免除の関係については、条例ではそのことができる旨を整備する。その後、公民館の管理規則において減免基準等を整備する。その後、細かい詳細な取り扱い方法については公民館運営審議会でのご意見をいただき、統一した対応がとれるようにしていく。また、その点についても説明会の中で十分な説明をしていきたいと考えている。

【教育長職務代理者】

続けて、具体的にどんな内容を減免あるいは免除というふうに今お考えになっているのか。

【社会教育課長】

現在の考えであるが、使用料の免除をする場合は、市及び関係行政機関主催または共

催、それと公共的団体、機関が公民館の設置目的に応じた事業で公益を有する場合は免除とする。それと、市内に在住する義務教育学校、教育機関、幼稚園、児童福祉施設等が実施する事業についても免除で考えている。それと、教育委員会が特に必要と認められる場合ということで、これについてはまだ現在の案であるが、一般の趣味サークルさんが自分たちの活動の場だけでなく、市民を広く集めて社会教育活動をしていく場合、これについては年数回に限り免除したいと社会教育課では考えている。

【教育長職務代理者】

先ほど説明にあったように、ことしの4月に使用料の見直しに関する基本方針が出された。これに基づいて受益者負担、公平性の確保ということでのいろんな施設の見直しが行われているということをお知らせした。これまでの協議等の中で説明を受けた。そういった中で、一番大きい点は、第8条、つまり今まで無料であったのが有料になるよという、私はその1点が一番大きな変更であると思う。それで、そのことについて手続的には意見公募はしないということがその他の説明文の中であった。このところで一番現利用者の方は頭を抱えていらっしゃるかなというふうに考えている。やはり条例が制定された時点、あるいは場合によっては、その前というのも不都合でしょうけれども、きちんとした説明をされるということが一番重要だろうと思う。ホームページに出すということも必要だが、直接面と向かってきちんと説明をする、納得をするということが一番重要だろうと思う。その辺の内容についての説明、それはどのように今考えているか。どんな手順で、あるいはどんな場所でどのようにその説明会を持たれるか、そのあたりいかがか。

【社会教育課長】

まず、意見公募をしなかったということだが、この条例とともに、佐倉市市民協働の推進に関する条例では、使用料、手数料その他金銭の徴収に関する施策の策定を行う場合は手続をしないということが規定されている。その中で、ほかのものは8月議会に提出をしたのだが、公民館的には無料を有料とすることもあったので、まずは公民館運営審議会、社会教育委員会等のご意見を聞いて、あと公民館職員も含めて十分な検討が必要だということで今回となっている。

それと、改正された場合の説明については、まず基本方針の考えである、どのくらい年間費用がかかっていてどれくらいをいただくのかということも含め明らかに詳細に説明をしていく。現在12月議会で可決された場合、1月の広報、それと館内掲示、それと各公民館で1月下旬から2月にかけて説明会を行う部屋をまずおさえてくれるということでうちのほうで依頼をかけている。いろいろ公民館等事業あるが、1月下旬から2月の中旬にかけて、まずは各公民館で説明会を実施する。あわせて、広報の中でもその旨ホームページ等を通じて広くお知らせをしていくという予定をしている。

【教育長職務代理者】

ありがとうございました。できるだけその説明、わかりやすく丁寧にさせていただくことを希望する。

【委員1名より】

今利用者の方への丁寧な説明と周知徹底という話は、以前も出ていたのだが、利用者目線という形で考えたところで、今回この1時間につき幾らで30分だと半分の金額になるよとかという規約になるわけだが、当然各公民館単位で運営されるので、各公民館によって当然少し、例えばルールの違いなんかは人と人の関係なので、あつては困ると思うが、各公民館の職員の方への周知徹底なんかというのはもちろん行われるのか。

【社会教育課長】

各公民館の職員については、検討の中でも加わっていただいて、作業部会を開いている。ただ、今回の議案についても公民館職員にはお知らせをしている。あと、今おっしゃった公民館によって使用するこまがそれぞれ違っている場合がある。これについても、再度検討するよという形で公民館職員含めて連絡調整は現在も行っている。

【委員1名より】

ありがとうございます。今回この料金が設定されるかどうかというところで、利用者の方というのは今までとれていたものが例えばとりにくくなったりということがあったり、各公民館いろいろとあきを探してまわられる方も出てくるのかなという感じがするので、各公民館に周知徹底された同じルールで行われるようになっていただけたらなと思った。

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市武家屋敷の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

文化課長より上程議案の説明

内容：今回ご審議いただくのは、武家屋敷の設置及び管理に関する条例及び旧堀田邸ほか文化財施設の入館料等に関する条例の改正があり、それに伴い、武家屋敷については施設使用料が新規に設定されたということを受け、実際の使用に当たって改正した2つの条例に基づいてそれぞれ定めている規則についても改正を要する箇所が生じたことから、それぞれの規則の一部改正をしようとするものである。

なお、ご審議いただくに当たり、これまでと同様に議案第5号と第6号は関連性が非常に高いことから、あわせてご審議いただければと思う。

まず、議案第5号、こちら武家屋敷の管理及び運営に関する規則の一部改正については、これまでご協議いただいたとおりであるが、資料11 ページ以降の新旧対照表にあるように、武家屋敷の使用に当たって各条文に必要な文言の追加や修正を行うほか、使用申請やその承認における手続に必要な各様式、これまでなかったものを新設し、既存の様式についてはその修正などを行おうとするものである。

なお、こちらの武家屋敷の管理及び運営に関する規則の一部改正については、10月16日から30日までの15日間、意見公募を実施したところ意見はなかった。

続いて、議案第6号、こちらの旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例施行規則の一部の改正については、様式第3号、施設使用料免除申請について、これまで旧堀田邸に限定して記載されていたことから、武家屋敷の場合でも運用して対応できるよう様式中の「旧堀田邸の」というこの5文字の文言を削除しようとするものである。この規則につきましても、改正箇所はこの1カ所のみである。私からの説明は以上である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

質問ではないが、最近文化財の毀損というか、落書きとか損傷が多い。使われる方は、良識のある方だろうと思うが、そういう思わぬ障害というか、トラブルの防止をより一層注意していただきたい。なかなか人数的にその監視の方をふやすというのは大変だろうと思うが、ぜひその辺を十分に注意していただきたいと思う。

【文化課長】

施設の使用、また撮影使用など、ロケで業者の方が使うようなことがあるが、そういった場合、必ず職員が最低1名は立ち会うようにしているし、またロケについてはフィルムコミッションの関係で産業振興課に話が行っている場合もあるので、協力する中で立ち会いをして、その辺万全の対応で臨んでいるので、今後もその点は気をつけていきたいと思っている。

【委員1名より】

直接関係ないが、武家屋敷の通りについて、私が着任した後に案内したのだが、あそこに児玉源太郎の旧宅跡があるよね。あの場所に行くと何か私もすごく「坂の上の雲」を見たりなんかしたもので、あれも何かうまく活用できないかなと思っている。あれはいろいろな民間の関係とかで無理なのかね。よそから来たときに、そういう児玉源太郎の住んでいた跡だよという、えっというふうにびっくりするので、何かあれもひとつ掘り起こしできないかなと思った。

【文化課長】

市内にはいろいろな史跡、あるいはそういった貴重な文化財もあるので、今後もそういったものを含めた中で有効活用できるものは活用していければというふうに考えている。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成29年12月定例会 12月20日(水) 午後2時00分より
1号館3階会議室